

日本赤十字看護大学学則

制定 昭和61年4月1日
最終改定 令和4年4月1日

目次

第1章 総則	(第1条 – 第3条)
第2章 組織	(第4条 – 第5条)
第3章 教職員	(第6条)
第4章 教授会	(第7条 – 第8条)
第5章 学年、学期、休業日及び授業期間	(第9条 – 第11条)
第6章 修業年限及び在学期間	(第12条)
第7章 入学、再入学、編入学、転入学及び転学部	(第13条 – 第21条の2)
第8章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍	(第22条 – 第26条)
第9章 教育課程及び授業科目	(第27条 – 第34条)
第10章 卒業及び学位等	(第35条 – 第37条)
第11章 授業料等	(第38条 – 第39条)
第12章 図書館等附属施設	(第40条 – 第40条の4)
第13章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生	(第41条 – 第42条の3)
第14章 賞罰	(第43条 – 第44条)
第15章 大学開放等	(第45条)
第16章 学則の改正等	(第46条 – 第47条)
附 則	

日本赤十字看護大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 本学の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

第2章 組織

(学部、学科)

第4条 本学に次の学部、学科を置く。

看護学部 看護学科

さいたま看護学部 看護学科

2 前項の学部における収容定員は、次のとおりとする。

看護学部 入学定員 130名

3年次編入学定員 10名

さいたま看護学部 入学定員 80名

収容定員 860名

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

看護学研究科 看護学専攻

国際保健助産学専攻

共同災害看護学専攻

2 大学院に関する学則は別に定める。

第3章 教職員

(教職員)

第6条 本学に学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、事務局次長、教授、准教授、講師、助教、助手、課長、係長、主事、司書その他必要な教職員を置く。

2 本学に前項のほか、副学長、参事、主査を置くことができる。

第4章 教授会

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第8条 教授会は、学長、教授をもって構成する。

2 教授会構成員に准教授、講師を加えることができる。ただし、教育職にかかる採用予定者及び任用等候補者の教育研究業績の審査等に関する事項は除く。

第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 日本赤十字社創立記念日（5月1日）

(4) 春季休業 3月11日から3月31日まで

(5) 夏季休業 7月25日から9月10日まで

(6) 冬季休業 12月24日から1月6日まで

ただし、必要がある場合は、学長は休業日に授業を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長は第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、再入学、編入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

第7章 入学、再入学、編入学、転入学及び転学部

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学ができる者)

第14条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学者選抜試験に合格した者を、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の志願)

第15条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、体制を整えて行う。

第15条の2 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別に定める検定料を添えて提出しなければならない。
提出の時期、方法、提出すべき書類等については、学長が別に定める。

(入学者の選考)

第16条 入学志願者については、選考試験を行う。

2 出願の手続及び選考の方法については、その都度公示する。

(入学手續及び入学の許可)

第17条 前条の選考試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第18条 身元保証書には、保証人を定めなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

4 学生は、保証人を変更したとき、又は身元保証書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第19条 退学した者で退学の日から2年以内の者が復学を願い出た時は、学長は、欠員のあるときに限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学)

第20条 本学に編入学を希望する者があるときは、学長は学歴等を審査し、入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者が他の大学において在学した年数及び修得した単位は、学長の認定するところによりその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に通算することができる。

第20条の2 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学3年次に編入学を志願する者について、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(1) 看護短期大学を卒業した者

(2) その他、大学が認めた者

2 前各号により入学を許可する場合は、第15条の2及び第17条の規定を準用する。

(転入学)

第21条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、学長は、欠員のあるときに限り、審査のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に転入学を許可することができる。

(転学部)

第21条の2 本学の学生で、他の学部に転学部を志願する者があるときは、学長は、欠員のあるときに限り、審査のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することができる。

第8章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

(退学又は転学)

第22条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学又は本学から他の大学に転学しようとするときは、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第23条 学生が病気その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、保証人連署の休学願書に医師の診断書又は理由書を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学生が病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる場合は、学長は1年以内の休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続きさらに1年の範囲内の休学を許可することができる。休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

(復学)

第24条 前条の規定により休学した者が復学を願い出た時は、学長は、原則として原学年に入学を許可することができる。

2 復学を許可された者の既修単位の取扱いについては、学長の認定するところによる。

(留学)

第25条 外国の大学又はこれに相当する教育機関への留学を希望する者があるときは、学長は、留学を許可することができる。

2 留学期間は、修業年限及び在学期間に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別に定める。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、学長は、教授会等の意見を聴いて、これを除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第12条に規定する在学期間を超えた者

(3) 第23条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

第9章 教育課程及び授業科目

(教育課程)

第27条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

(授業科目の区分)

第28条 授業科目は、必修科目、選択科目に分ける。

2 授業科目としての看護実習計画は、別に定める。

(1年間の授業期間)

第29条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修方法)

第29条の2 学生は、看護学部又はさいたま看護学部において、各学部所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については、別に定めるところによる。

(授業の方法)

第29条の3 授業若しくは授業の一部は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第29条の4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法)

第30条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次のように定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の認定)

第31条 各授業科目を履修し試験に合格した者には、学長は認定の上、単位を与える。

2 授業科目の単位は、第27条別表第1に定めるところによる。

3 学部により教育上必要があるときは、学部が指定した範囲内における単位を、他学部で開講される授業科目の単位で代えることができる。

4 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

5 成績の評価は、S. A. B. C. DとしてC以上を合格とし、Dを不合格とする。

6 急病、その他の正当な事由があって、試験に欠席した学生に対して追試験を行うことができる。追試験の手続きは別に定める。

7 不合格の学科目については、事情により再試験を許可することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第42条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第10章 卒業及び学位等

(卒業の要件)

第35条 卒業の要件は、本学に4年(再入学、編入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数)以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得することとする。

2 卒業認定に必要な単位は、次のとおりとする。

看護学部 125単位以上

さいたま看護学部 128単位以上

(卒業証書及び学位の授与)

第36条 学長は、本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者には、教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

3 前項の卒業証書を授与された者には、学長は学士(看護学)の学位を授与する。

(資格の取得)

第37条 本学において取得することができる資格は、保健師・看護師国家試験受験資格とする。

2 前項の保健師国家試験受験資格取得を希望する者は、第35条の規定によるほか、公衆衛生看護学に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第11章 授業料等

(授業料等の納付)

第38条 学生は第39条に規定する授業料等を納付しなければならない。

(授業料等の徴収方法等)

第38条の2 授業料等は、学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて納付することができる。

(退学、転学、復学、停学又は除籍の者の授業料等)

第38条の3 退学、転学、復学、停学又は除籍の者であっても、その期の授業料等は全額納付しなければならない。

(休学者、留学生の授業料等)

第38条の4 前期又は後期の中途中で休学又は留学した者は、休学又は留学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

2 休学又は留学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料等に替えて、在籍料として当該学期ごとに5万円を納付しなければならない。

3 前期又は後期の中途中で復学した者は、復学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。
(授業料等納付金の不還付)

第38条の5 既納の検定料、入学金は返還しない。ただし、その特例については別に定める。

(授業料等の種類、納付金額及び期限)

第39条 授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第2のとおりとする。

第12章 図書館等附属施設

(図書館)

第40条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(保健施設)

第40条の2 学生の健康維持を図るために、毎年定期に健康診断を行う。

2 本学に保健室等を設け、学生の健康相談に応じる。

(センター)

第40条の3 本学にセンターを置く。

2 センターに関して必要な事項は、学長が別に定める。

(研究所)

第40条の4 本学に研究所を置く。

2 研究所に関して必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生

(研究生)

第41条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、学長は、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、研究生としてこれを許可することができる。

2 前項のほか研究生に関する事項は、学長が別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本学学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、学長は、教授会の意見を聴いて、科目等履修生としてこれを許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 前項のほか科目等履修生に関する事項は、学長が別に定める。また、単位の授与については、第31条の規定を準用する。

(聴講生)

第42条の2 本学において特定の科目について聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、聴講生としてこれを許可することができる。

2 前項のほか聴講生に関する事項は、学長が別に定める。

(外国人学生)

第42条の3 第14条の各号の一に該当し、十分に日本語を話し聴講に差し支えない者は、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

第14章 賞罰

(表彰)

第43条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対しては、学長は、教授会等の意見を聴いて、褒賞することができる。

(罰則)

第44条 本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反した者は、学長は、教育上必要と認めたときは、教授会等の意見を聴いて、懲戒することがある。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があつた者

第15章 大学開放等

(公開講座等)

第45条 学長は、地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

第16章 学則の改正等

(学則の改正)

第46条 この学則を改正しようとするときは、学長は、経営会議及び教授会の意見を聴いて、理事長の承認を得なければならない。

2 この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(施行細則)

第47条 この学則実施に必要な細則は、学長が、経営会議及び教授会の意見を聴いて、これを定める。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成2年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、平成2年度以降に入学する者について適用し、平成2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成4年5月25日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正後の第24条、第31条及び第33条並びに別表第1の規定は、平成7年度以降に入学する者について適用し、平成7年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第3の規定は、平成8年度以降に入学する者について適用し、平成8年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、平成10年3月31日に3年次に在学する者については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、平成10年度以降に入学する者について適用し、平成10年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第73条の規定は、平成11年10月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。
ただし、平成13年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2、別表第5、別表第6の規定は、平成15年度以降に入学する者について適用し、平成15年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第10条第2項の規定、第60条第1項教育課程別表第3の規定は、在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条別表第1の規定は、平成17年度以降に入学する者について適用する。

附 則

この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第35条の4の第2項の規定は、在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成23年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学するものについて適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月 日赤字第377号）

- 1 この学則の改正は、平成32（令和2）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成32（令和2）年度以降に入学する者について適用し、平成32

(令和2) 年3月31日在学する者については、なお、従前の例による。

附 則 (令和3年4月 日赤字第679号)

この学則の改正は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月 日赤字第187号)

この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 教育課程(第27条関係)

看護学部

	授業科目の名称	単位 必修	備考
		選択	
赤十字	赤十字概論	1	
	赤十字国際活動論	2	
	赤十字国際活動論演習	1	
人間	哲学と倫理	1	
	医療人文学	2	
	生命倫理	1	
	心理学概論	2	
	臨床心理学	2	
	教育学概論	2	
	現代教育論	2	
	身体運動論 I (理論)	1	
	身体運動論 II (実技)	1	
社会	人間工学	1	
	社会学概論	2	
	現代社会論	2	
	社会保障論	1	
	家族社会学	2	
	異文化論	2	
	国際関係論	2	
	日本国憲法	2	
	地域健康社会学	1	
自然と科学	医療と文化	2	
	基礎数学	1	
	基礎統計学	1	
	生物学	2	
	地球科学	1	
情報	化学	2	
	情報リテラシー	1	
	情報科学	2	
言葉	保健統計学	2	
	日本語の表現	1	
	英語R1-1	1	
	英語R1-2	1	
	英語W1-1	1	
	英語W1-2	1	
	英語LS1-1	1	
	英語LS1-2	1	
	英語R2-1	1	
	英語R2-2	1	
	英語W2-1	1	
	英語W2-2	1	
	英語LS2	1	
	語学研修	1	
健康	英語文献を読む I	1	
	英語文献を読む II	1	
	中国語	1	
	フランス語	1	
	人体の構造と機能 I	2	
	人体の構造と機能 II	2	
	人体の構造と機能 III	2	
	疾病の成り立ちと回復の促進 I	2	
	疾病の成り立ちと回復の促進 II	2	
	疾病の成り立ちと回復の促進 III	2	
研究	疾病の成り立ちと回復の促進 IV	2	
	疾病の成り立ちと回復の促進 V ※	1	
	薬理学	1	
	リハビリテーション医学 ※	1	
	遺伝と遺伝カウンセリング ※	1	
	栄養学	1	
	ラボラトリ・プラクティス	1	
	研究基礎 I	1	
	研究基礎 II	1	
	研究方法論 I	1	
	研究方法論 II	1	
	研究方法論 III	1	
	研究 I	1	
	研究 II	1	

	授業科目的名称	単位 必修	備考
看護論	看護学概論 I	1	
	看護学概論 II	1	
	看護関係法規	1	
	看護の歴史	1	
看護技術論	看護技術論 I (援助的人間関係)	1	
	看護技術論 II (フジカルアセスメント①)	1	
	看護技術論 II (フジカルアセスメント②)	1	
	看護技術論 III (基礎看護技術①)	1	
	看護技術論 III (基礎看護技術②)	1	
	看護技術論 III (基礎看護技術③)	1	
看護援助論	看護援助論 I	2	
	看護援助論 II	1	
	看護援助論 III	1	
	看護援助論 IV	1	
	看護援助論 V	1	
	看護援助論 VI	1	
	看護援助論 VII	1	
精神保健看護学	精神保健看護学・理論	2	
	精神保健看護学・方法論	1	
	精神病態学	1	
発達看護学	発達看護学概論	1	
	発達看護学(成人期の看護)	1	
	発達看護学 I (プロダクティヴ・ヘルスと看護①)	2	
	発達看護学 I (プロダクティヴ・ヘルスと看護②)	1	
	発達看護学 II (子どもと家族の看護①)	2	
	発達看護学 II (子どもと家族の看護②)	1	
	発達看護学 III (老年期の看護①)	2	
	発達看護学 III (老年期の看護②)	1	
健康看護学別	プライマリー・ヘルスケア	1	
	慢性期ケア	2	
	急性期ケア	2	
	緩和・終末期ケア ※		1
	健康レベル別看護学演習 I	1	
	健康レベル別看護学演習 II	1	
地域・在宅看護学	地域看護学	2	
	公衆衛生看護活動論 ※		2
	保健福祉行政論 ※		2
	疫学 ※		2
	コミュニケーションヘルスアセスメント論	1	
	在宅看護概論 I	1	
看護管理学・看護教育学	在宅看護概論 II	1	
	在宅看護学	2	
	看護管理学 I	1	
	看護管理学 II		2
応用看護学	看護教育学 I	1	
	看護教育学 II		2
	応用看護学特論 I (チーム医療) ※		1
	応用看護学特論 II		1
	応用看護学特論 III		1
看護実習	応用看護学特論 IV		1
	応用看護学特論 V		1
	国際看護学 I	1	
	国際看護学 II		1
	国際看護学演習		1
国際・災害看護学	灾害看護学 I		1
	灾害看護学 II ※		1
	灾害看護活動論 I		1
	灾害看護活動論 II		1
	灾害看護活動論 III		1
看護学実習	看護援助論実習 [レベル I]	2	
	看護援助論実習 [レベル II]	5	
	精神保健看護学実習 [レベル III]	2	
	発達看護学 I (プロダクティヴ・ヘルスと看護)実習 [レベル III]	2	
	発達看護学 II (子どもと家族の看護)実習 [レベル III]	2	
	発達看護学 III (老年期の看護)実習 [レベル III]	2	
	健康レベル別看護学実習 [レベル III]	3	
	地域・在宅看護学実習 [レベル IV]	2	
	看護学総合実習	3	
	公衆衛生看護活動展開論		1
公衆衛生看護学	公衆衛生看護管理論		1
	公衆衛生看護方法論		2
	公衆衛生看護活動論演習 I		1
	公衆衛生看護活動論演習 II		1
	公衆衛生看護学実習		5

【注】卒業要件は、必修科目105単位、選択科目20単位、計125単位とする。

別表第1 教育課程(第27条関係)

さいたま看護学部

授業科目的名称		単位	備考	
		必修	選択	
赤十字	赤十字概論 赤十字国際活動論 赤十字国際活動論演習	1 2 1		
人間	生命倫理 哲学と倫理 心理学概論 臨床心理学 教育学概論 現代教育論 身体運動論理論 身体運動論実技	2 1 2 1 2 1 1 1	選択から 2科目 以上	人間、社会、自然と 科学、情報領域の選 択科目から9単位以 上選択 選択の内訳は、左記 のとおり
		2 1 2 1 2 1 2 1		
	社会学概論 臨床社会学 社会保障論 日本国憲法 生活環境論 障がい論 保健医療福祉行政論	2 2 1 1 2		
	数学 生物学 化学	2 2 2		
	情報学概論 情報科学 保健統計学	1 2 2		
	日本語の表現 英語RW I 英語RW II 英語RW III 英語LS 英語文献を読む 中国語 I 中国語 II 韓国語 I 韓国語 II	1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	基礎ゼミ I 基礎ゼミ II	1 1		
健康	人体の構造と機能 I 人体の構造と機能 II 人体の構造と機能 III 疾病の成り立ちと回復の促進 I 疾病の成り立ちと回復の促進 II 疾病の成り立ちと回復の促進 III 疾病的成り立ちと回復の促進 IV 疾病的成り立ちと回復の促進 V 疾病的成り立ちと回復の促進 VI 薬理学 疫学 リハビリテーション医学 遺伝と遺伝カウンセリング 栄養学 ラボラトリー・プラクティス	2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	選択科目から4単位以上取得
	看護学概論 I 看護学概論 II 看護関係法規	1 1 1		
	看護技術論 I (援助的人間関係) 看護技術論 II (フイン・カラーセスメント①) 看護技術論 II (フイン・カラーセスメント②) 看護技術論 III (基礎看護技術①) 看護技術論 III (基礎看護技術②) 看護技術論 III (基礎看護技術③)	1 1 1 1 1 1		

授業科目的名称		単位	備考	
		必修	選択	
看護援助論	看護援助論 I 看護援助論 II 看護援助論 III 看護援助論 IV 看護援助論 V 看護援助論 VI 看護援助論 VII	2 1 1 1 1 1 1		
コミュニケーション	コミュニケーション I コミュニケーション II コミュニケーション演習 コミュニケーションケア I コミュニケーションケア II コミュニケーションケア III コミュニケーションケア IV	1 1 1 2 1 2 2		
健康看護レベル別	慢性期ケア 急性期ケア 緩和・終末期ケア 健康レベル別看護演習 I 健康レベル別看護演習 II	2 2 1 1 1		
発達看護学	発達看護学概論 発達看護学(成人人期の看護) 発達看護学 I (リプロダクティブ・ヘルスと看護①) 発達看護学 I (リプロダクティブ・ヘルスと看護②) 発達看護学 II (子どもと家族の看護①) 発達看護学 II (子どもと家族の看護②) 発達看護学 III (老年期の看護①) 発達看護学 III (老年期の看護②)	2 1 2 1 2 1 2 1		
精神保健看護学	精神保健看護学 I 精神保健看護学 II	2 1		
応用看護学	国際看護学 国際看護学演習 災害看護論 災害看護活動論 I 災害看護活動論 II	1 1 1 1 1	1 1 1 1	
看護学実習	看護管理学 看護教育学 応用看護学特論 I 応用看護学特論 II	1 1 1 1	1 1	
看護学実習	看護援助論実習〔レベル I〕 看護援助論実習〔レベル II〕 精神保健看護学実習〔レベル III〕 発達看護学 I (リプロダクティブ・ヘルスと看護) 実習〔レベル I〕 発達看護学 II (子どもと家族の看護) 実習〔レベル II〕 発達看護学 III (老年期の看護) 実習〔レベル III〕 健康レベル別看護学実習〔レベル III〕 コミュニケーションケア実習 I〔レベル IV〕 コミュニケーションケア実習 II〔レベル IV〕 看護学総合実習	2 4 2 2 2 2 2 3 2 1 3		
研究	研究方法論 I 研究方法論 II 研究 I 研究 II	1 1 1 1		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論 公衆衛生看護管理論 I 公衆衛生看護管理論 II 公衆衛生看護方法論 I 公衆衛生看護方法論 II 公衆衛生看護活動論演習 I 公衆衛生看護活動論演習 II 公衆衛生看護実習	1 1 1 1 1 1 1 5		

【注】卒業要件は必修科目115単位、選択科目13単位、計128単位とする。

別表第2 授業料等の種類、納付金額及び期限（第39条関係）

種類	看護学部	さいたま看護学部	期限等
	金額（円）		
入学金	300,000		入学合格時
授業料	1,200,000		年額 前期 4月中 後期 10月中
実験実習料	1年次	100,000	年額 前期 4月中 後期 10月中
	2年次	200,000	
	3・4年次	220,000	
	編入生	100,000	
維持運営費	240,000	180,000	年額 前期 4月中 後期 10月中
入学検定料	35,000		入学願書提出時
大学入試センター 入学検定料	17,000		
公衆衛生看護学 に関する履修料	100,000		第4年次の4月

種類	金額（円）	期限等
在籍料	前期・後期 各50,000	前期 4月中 後期 10月中